

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい かていおよ つうしんせい かていしゅうがくしょうれいきん むりしかしつけ
定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】

ない 内	よう 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、修学奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。																			
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方																		
かし 貸	つけ 付	がく 額	<table><tr><th colspan="2">課程</th><th>定時制</th><th>通信制</th></tr><tr><th>学年（次）</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">1～4年（次）</td><td>公立</td><td>月額 14,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>月額 29,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr></table>				課程		定時制	通信制	学年（次）				1～4年（次）	公立	月額 14,000円	月額 14,000円	私立	月額 29,000円	月額 14,000円
課程		定時制	通信制																		
学年（次）																					
1～4年（次）	公立	月額 14,000円	月額 14,000円																		
	私立	月額 29,000円	月額 14,000円																		
しん 申	せい 請	じ 時	期 原則4月～6月																		
かし 貸	つけ 付	じ 時	期 年3回（原則7月、11月、3月）																		
しん 申	せい 請	て 手	続 申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。																		
れん 連	たい 帯	ほ 保	証 2名																		
へん 返	さい 済	じ 時	期 貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。																		
と 問	あ い	さ 合	先 くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。																		
び 備	こう 考	▶奨学のための給付金（P.54～55）を受給される場合は、貸付額を調整します。 ▶高校生等修学支援事業（修学金）（P.72～73）と併給はできません。 〈府庁担当課〉公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5043） 私立高校：京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4517）																			